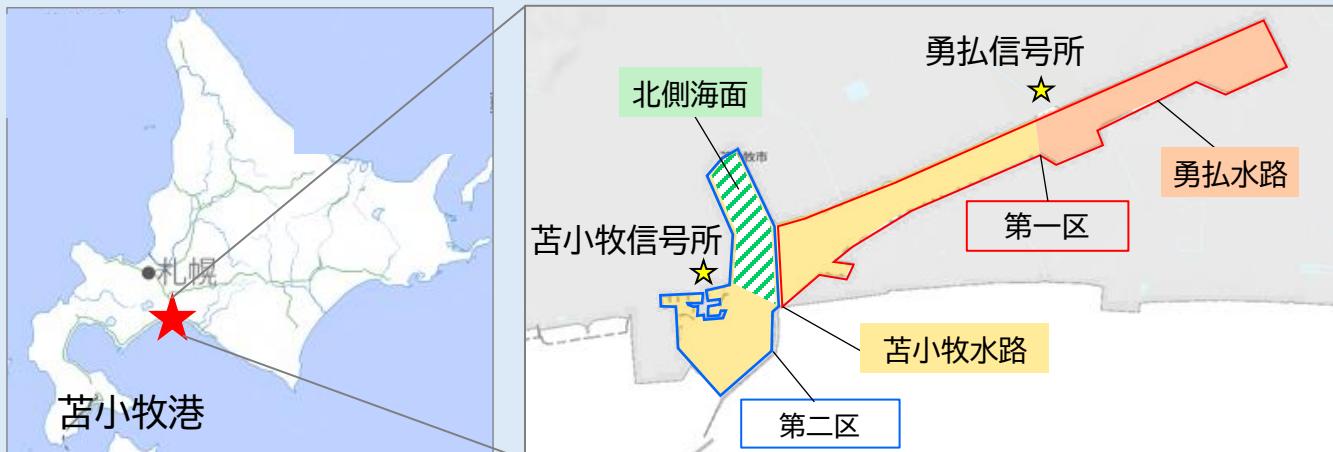


苫小牧港長からの大切なお知らせ

船舶交通の安全性の向上のため、**令和7年12月1日**から
苫小牧港の新たな運用が始まります。



新しい信号の追加

苫小牧港の各水路内において、船舶の見合い関係の解消や次の信号予告のため、6種類の信号を新たに運用します。

赤枠:新たに追加となる信号

現在	変更後	I の点滅	O の点滅	F の点滅	X の点灯	I/T の交互点滅	O/T の交互点滅
I の点滅	X/I の交互点滅	X/O の交互点滅	X/F の交互点滅	X の点滅			
F の点滅					I の点滅	O の点滅	F の点滅

X/I X/O X/F の交互点滅

Xの点灯から交互に点滅されている信号へ変わることを伝える予告信号
この信号が表示されると、水路外にある総トン数500トン未満の入出航船は入出航可能となります。

Xの点滅

Xの点灯に変わることを伝える予告信号

この信号が表示されると水路への進入や岸壁等からの離岸が禁止となります。

I/T O/T の交互点滅

苫小牧水路内の移動船舶に関する情報を伝える信号

I/T が表示されると、入航と北側海面から第一区への移動が可能となり、O/T が表示されると、出航と第一区から北側海面への移動が可能となります。

※苫小牧信号所及び勇払信号所の信号に従わなかった場合、港則法第38条違反となり、3か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

特定航法

危険な見合いを避けるため、南ふ頭南端から百十九度三十分に引いた線を「A線」、A線以北の第二区を「北側海面」とし、北側海面に出入りする水路内移動船と入出航船との間に特定航法(優先関係)を定めました。



北側海面から第一区への移動船と港外からの入航船が出会いうおそれのある場合、港外からの入航船を優先して下さい。



第一区から北側海面への移動船又は港外への出航船と北側海面から港外への出航船が出会いうおそれのある場合、北側海面から港外への出航船を優先して下さい。

※両船とも総トン数500トン以上に限る

事前通報

苫小牧水路又は勇払水路を入出航しようとする総トン数500トン以上の船舶は、苫小牧港長への事前通報が必要となります。

通報事項

- ・船名
- ・総トン数及び長さ
- ・当該水路を航行する予定時刻
- ・連絡手段
- ・停泊予定の係留施設

通報日時

苫小牧水路又は勇払水路を入出航する予定の前日午後4時まで

通報事項の変更について

変更事項があれば随時連絡すること



第一管区海上保安本部室蘭海上保安部 苫小牧海上保安署

住 所 〒053-0004 北海道苫小牧市港町1丁目6-15
電話番号 0144-33-0118(代表)